



2019年5月14日

各 位

会 社 名 ニッポン高度紙工業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 山岡 俊則  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 3 8 9 1 )  
問 合 せ 先 取締役 執行役員経営企画室長 溝渕 泰司  
T E L 0 8 8 ( 8 9 4 ) 2 3 2 1

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月19日開催予定の第89回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化のため、取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するべく、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条の一部を変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

取締役会決議	2019年5月14日(火曜日)
定時株主総会開催予定日	2019年6月19日(水曜日)
定款変更の効力発生日	2019年6月19日(水曜日)

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>第 1～19 条 《条文省略》</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 21～48 条 《条文省略》</p>	<p>第 1～19 条 《現行どおり》</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>《削除》</p> <p>第 21～48 条 《現行どおり》</p>